

組織力向上支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱に基づき、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）が行うアグリビジネス・チャレンジ支援事業のうち、組織力向上支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」において、意欲ある農業経営者が、経営の多角化や事業連携によって、販売流通・農産加工をはじめとする関連産業の付加価値を取り込んで経営を発展させるアグリビジネス経営体（以下「アグリ経営体」という。）の育成を加速化することとしている。経営体においては、組織規模の拡大につれて、課題は多様化しており、経営者だけでなく、組織全体で課題解決に対応するためのオーダーメイド型の支援が必要となっている。

そこで、新たな部門展開や事業連携などにより企業的農業経営に取り組む経営体を対象に、各組織の課題に沿ったメニューを社員研修の形式で開催し、アグリ経営体の組織力向上による経営発展を目的とする。

(支援対象アグリ経営体)

第3条 支援対象者は、宮城県内に本社を有するまたは有する予定の株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人である農業法人とし、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に規定する中小企業で、従事者（経営者、パート職員含む）5名以上かつ5年後の目標年間販売額1億円以上を目指すアグリ経営体とする。

(支援方法)

第4条 支援方法は、アグリ経営体に応じた課題について、社員研修形式で実施する。専門家は、機構の登録専門家及びその他課題に応じた外部専門家とする。

2 複数のアグリ経営体で共通の課題がある場合は、同時に支援を受けることを可能とする。

(支援の要請)

第5条 組織力向上支援事業による専門家の派遣を要請しようとするアグリ経営体は、「支援申込書」（様式1）及び次に掲げる関係書類を提出するものとする。

- (1) セルフアセスメント気づきシート
- (2) 定款
- (3) 直近期から過去3期分の決算書
- (4) その他機構が必要とする関係書類等

(支援の決定)

第6条 機構は前条の規定による要請を受けたときは、当該要請をしたアグリ経営体に対して、現地を調査し、または電話等によるヒアリングを実施することで、当該アグリ経営体の経営の現状及び課題、支援を受けようとする内容等を確認する。

2 前項の内容を基に、機構は支援計画を作成するとともに、支援内容をアグリ経営体と協議し、

決定する。

- 3 機構はアグリ経営体と検討・協議のうえ、選定した専門家から支援計画に基づいた支援に係る費用の見積書を徴収し、財務規定に基づいた手続きを行った上で専門家を決定する。決定した場合は、派遣を決定した専門家（以下「派遣専門家」という。）へ「支援依頼書」（様式2）により通知する。
- 4 前項により、派遣専門家から承諾を得た場合は、当該の要請をしたアグリ経営体に対して、「支援決定通知書」（様式3）により通知する。

（支援場所及び回数）

- 第7条 支援場所は、原則としてアグリ経営体の事務所等とする。ただし、機構があらかじめ認めた場合は、機構の事務所、派遣専門家の事務所等において実施することができる。
- 2 支援回数は年1回とし、1回を複数日程で実施可能とする。

（報告書の提出）

- 第8条 派遣専門家は、支援終了日の翌日から起算して10日以内に、「支援レポート」（様式4）を作成し、機構に提出しなければならない。
- 2 アグリ経営体は、支援終了日の翌日から起算して10日以内に、「報告書」（様式5）を作成し、機構に提出しなければならない。

（支援に係る費用）

- 第9条 アグリ経営体は支援に係る費用の10分の1に相当する額（1円未満の端数は切り上げる。）を負担しなければならない。但し、15,000円を下らない金額とする。

（派遣専門家への費用の支払い）

- 第10条 アグリ経営体は、第6条第2項の規定による「支援決定通知書」（様式3）を受けてから、機構が指定する請求書に基づき、その負担額を一括して前納しなければならない。
- 2 機構は、派遣専門家から第8条の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めた時は、財務規定に基づき、派遣専門家に対して費用を弁償するものとする。

（その他）

- 第11条 この要領に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（施行期日）

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。